

2020年3月23日

「津久井やまゆり園」障害者無差別殺傷事件の判決に対する声明

全国自立生活センター協議会

代表 平下 耕三

私たちは、どんな重度な障害があっても地域で当たり前のように生活し、障害のない人と同じ権利を持ち、地域の中で共にある社会の実現を目指して活動する障害当事者団体です。全国120ヶ所を越える障害当事者団体（自立生活センター）で構成しています。

今年1月8日から始まった「津久井やまゆり園」障害者無差別殺傷事件の裁判において、植松聖被告に対して死刑判決が下されました。しかし、全16回に及ぶ公判において被害者の生きてきた証も表明されておらず、事件が起こったその背景や、そもそも入所施設の在り方などの点において、審議が明らかに不十分で何も解明されていません。植松聖被告の責任能力の有無が争点になっており、判決文においても責任能力の有無についてのみ言及されました。また、量刑判断の理由として「量刑上最も重視すべきなのは殺人罪、とりわけ19名もの人命が奪われたという結果が他の事例と比較できないほど甚だしく重大であることである」（判決文より引用）と述べており、殺傷人数の多さが死刑判決の理由としています。判決文の中に植松聖被告の反省のなさやヘイト発言には踏み込んでいません。社会の中にある優生思想とこの事件の関係について問題意識が感じられない判決文だったと言わざるを得ません。Ablism（能力主義）と優生思想の関連に触れることなく、社会に蔓延する優生思想の危険性について全く触れられなかったことは、この事件の波及性を社会に訴える機会を逸した多くの課題を残す裁判となりました。

私たちは、これからも障害のある人が一人の人間として尊重され、名前を隠されるようなことがないような社会の実現に向け、命の重さや尊さ、不要な命などなく、人間の存在そのものに価値があることを訴え続け、二度と同じ過ちを繰り返させないことを強く訴え続けていきます。